

# 他の市政変革の取組みと合わせて引き続き検討するもの

—集中変革期間での変革プラン—

## 1 条件付き公募の見直し

指定管理者に行わせる業務内容等を勘案して、市長が適当と認めた事業者に限り申請を可能とする「条件付き公募（≡特命随意契約）」のうち、「施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体と密接に関連している施設」においては、外郭団体が指定管理者となっている。

競争性を確保するためには、条件付き公募の見直しも必要となるが、外郭団体が指定管理者となっている条件付き公募施設の見直しに当たっては、外郭団体のあり方と、外郭団体が関与している事業分野の見直しを踏まえた検討が必要。

これらの見直しは、「北九州市政変革推進プラン」に基づく経営分析の中で行うこととなり、同プランの集中変革期間（令和6～8年度）で検討を行うため、令和6年度の条件付き公募については、指定期間を原則3年間とする。

### （1）外郭団体への指定管理業務の点検

特定の事業者を特命的に指定管理者とする「条件付き公募」では、多くが外郭団体が指定管理者となっているため、外郭団体のあり方と併せた指定管理業務の見直しが必要。

### （2）外郭団体が関与する業務の点検

現在、外郭団体が行っている事業分野（例：文化振興施策、公園事業、市営住宅事業等）は、今後も外郭団体が管理運営することが「市民サービスの向上」「行政運営の効率化」に最も適しているかどうか、民間開放を含めた視点での見直しが必要。

## 2 公共施設マネジメントの視点からの見直し

指定管理者制度の導入・更新にあたっては、施設に頼らなくてもより良い公共サービスが実現できないかという視点に立ち、ハードからソフトへのサービス提供方法の転換ができないかなど、行政サービスのあり方からの再検討が必要。

また、公の施設のあり方を見直すためには、投資的経費について適正水準を定めたことと同様に、施設の維持管理にかかる運営経費の適正水準の設定についても、あわせて検討が必要。

### (3) 施設のあり方の見直し

公共施設のあり方を再検討するにあたっては、まず、公共施設と公共サービスを分けて考え、施設に頼らなくてもより良い公共サービスが実現できないかという視点での見直しが必要（ハードからソフトへの行政サービス提供方法の転換）

これらの見直しを踏まえたうえで、指定管理者制度の導入・更新を検討するにあたっては、「市民サービスの向上」「行政運営の効率化」の視点で検証し、そのいずれにも効果が見込めない場合などは、施設の直営化（一部業務委託を含む）も視野に入れた見直しが必要。

さらに、施設のあり方の見直しの状況を、客観的かつ明確に進捗管理するため、施設の維持管理にかかる運営経費の適正水準を検討する。

（参考：投資的経費620億円／年）

### (4) 使用料・利用料金の見直し

公共施設の受益者負担の考え方にに基づき、使用料・利用料金の見直しを行う。

また、併せて時間外利用に関する料金設定や、現在料金をとっていない施設・設備への新たな料金設定、指定管理者の創意工夫を促進する利用料金制への移行なども検討する。

### (5) 減免制度の見直し

減免制度の適用基準や、減免規定の適用による市と指定管理者とのリスク分担の見直しを行う。

### 3 公園施設のあり方の見直し

公民連携による市民・企業が主体的に公園の管理運営に参加する仕組みづくり等として、都市公園における「行為の許可※」の民間委譲の検討が必要。

〔※北九州市においては、都市公園でのイベント実施など、一部の行為を行う場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。〕

#### (6) 指定管理者の業務範囲（裁量）拡大

都市公園での積極的な利活用の促進と、行政の事務手続きの負担軽減のため、都市公園における「行為の許可」を指定管理者の裁量（業務範囲）とするなど、民間事業者への権限委譲の検討が必要。

また、行為の許可に係る使用料を利用料金に移行することにより、指定管理者が主体となった積極的な公園の利活用促進に向けた検討が必要。

(拡大イメージ)

市		指定管理者
占用の許可	行為の許可	管理運営

▼

市	指定管理者	
占用の許可	行為の許可	管理運営

〔指定管理者制度と行為許可を効果的に連動させることにより、指定管理者が当該公園の特性を反映したイベント等を円滑に実施することが可能となり、都市公園の魅力向上が期待される。〕